

児童相談課

議案第27号

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約 の変更に係る協議について

措置費共同経理課へ品川区が加入するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第2項の規定に基づき、児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約(令和5年12月15日付け協議書締結。以下「現行規約」といいます。)の一部を変更する規約による協議を行います。

1 協議を行う理由

令和6年10月1日に品川区が児童相談所を設置し、措置費共同経理課を共同設置する特別区に加わるため、港区、品川区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区及び江戸川区(以下「構成区」といいます。)間で現行規約の一部を変更する規約(以下「変更規約」といいます。)による協議を行います。

2 変更内容等

- (1) 変更内容 現行規約第1条(共同設置する特別区)に品川区を追加
- (2) 施行日 令和6年10月1日

3 変更手続

変更規約による協議案について、構成区における各議会の議決を経た上で、構成区間で変更規約を定める協議書を締結します。

4 今後のスケジュール(予定)

- 令和6年 3月下旬 変更規約を定める協議書締結
- 10月1日 措置費共同経理課への品川区加入

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の一部を変更する規約 新旧対照表

改正案	現行
<p>(共同設置する特別区)</p> <p>第1条 港区、品川区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区及び江戸川区（以下「関係区」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、共同して内部組織を設置する。</p> <p>(後略)</p>	<p>(共同設置する特別区)</p> <p>第1条 港区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区及び江戸川区（以下「関係区」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、共同して内部組織を設置する。</p> <p>(後略)</p>

附 則

この規約は、令和6年10月1日から施行する。